蟹江町

教 育 大 綱

蟹江町

令和4年4月改訂

はじめに

蟹江町は、「第4次蟹江町総合計画」(2011→2020)の「キラッとかにえ 明るい未来が見えるまち」という将来像の下、自立心をもち、たくましく生きる「未来のかにえっ子」を育てていくために、地域・家庭・学校・行政が協力して子どもの教育を推進し、地域全体の教育力を高める取組を実施してまいりました。この間、平成26年6月20日に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)」が平成27年に施行されました。

この改正法の第1条の3第1項において、地方公共団体の首長は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第1項に規定される基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。それに伴い、総合教育会議において首長と教育委員会が協議、調整を行い、平成28年3月に「蟹江町教育大綱」を策定しました。

令和3年3月には、まちの将来像に「だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江 (まち)」を掲げる「第5次蟹江町総合計画」(2021→2030) が策定され、町民一人ひとりが、心豊かで実り多い暮らしができるよう、「人づくり」の仕組みを進めていきます。また、時代の変化に対応した教育施策を展開していくために事業の充実を進めていきます。さらに、国や愛知県の教育振興基本計画を受け、新たな課題に対応するために、第5次蟹江町総合計画を上位計画として位置づけ、教育分野を具体化したものと蟹江町の教育振興基本計画と位置づけるものとして新たな「蟹江町教育大綱」を策定します。

^{令和4年4月} 蟹江町長 横 江 淳 一

教育目標

蟹江町は、子どもたちが知性と感性を育み、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を尊重するとともに、社会の一員としての自覚をもって地域にかか わる人間に育つことをめざします。

また、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現 をめざします。

基本理念

教育は人格の形成をめざすものであり、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るため、個人の特性に応じて、その成長を支援し心身ともに健康で心豊かで調和のとれた人間を育成し、蟹江町及び社会の発展に寄与する人づくりをめざします。

大綱の期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

目指す町民の将来像

蟹江町民が心豊かに生活を続けていくことができるように、知・徳・体の調和のとれた人格形成をめざす学校教育から人としての造詣を深める社会教育まで、生涯を通じて学びの機会を提供します。人とのつながりや団体や機関のつながりの「ささえあい(協働)」による取組を進めます。それにより蟹江町の「やすらぎ(安心・快適)」「げんき(活力)」「ほこり(魅力)」をより良いものに磨き上げます。

基本方針

基本方針1 子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成

基本方針 2 学校の教育力の向上

基本方針3 家庭、地域、学校が連携した教育の推進

基本方針4 生涯学習の推進と歴史文化の保存活用の推進

目指す教育の方向性

基本方針1 子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成

蟹江町民憲章の趣旨を生かして、次代を担う子どもたちに将来の職業や生活を見通して、社会の中で自立的に生きる力や生涯にわたって学び続ける意欲、健 やかな精神や豊かな心を育みます。

≪施策方針≫

① 平等な社会づくり

自己と他者を尊重できる人権感覚を身につけるため、児童生徒の発達段階に応じて、人権の正しい認識と理解を深める人権教育を推進します。

また、固定的な意識にとらわれない男女平等・男女共同参画意識を育み、性別に関わらず個性と能力を発揮できるように、リーフレットや冊子を利用した授業の実施、男女混合名簿の推進や授業の男女共習の履習を取り入れていくことを進めます。

② 異文化理解の推進

実践的な英語力の向上を図るため、日本人教員と ALT (外国語指導助手) 等によるティームティーチングを基本として、「主体的・対話的で深い学び」 を重視した授業を実施するとともに、さらに、マリオン市 (米国) への海外派 遣交流事業を通して、会話力の向上と異文化理解を深める取組を進めます。

③ 青少年の健全育成

青少年の健全育成のため、さまざまな機会を通じた啓発活動を推進します。 そして、自己の生き方についての考えを深め、望ましい勤労観・職業観を身に つけるキャリア教育を進めます。小中学校9年間を通して教科横断的にすべ ての教科において生き方教育に取り組みます。特に中学2年生段階での職場 体験活動を充実させるため、町内の事業所での協力を得て地域理解につなげ ます。

また、地域の関係団体や関係行政機関等と連携し、児童生徒に多様な奉仕活動や体験活動の機会を与え、将来の社会参加の基盤づくりを進めます。

④ 心豊かな人づくり

生命を尊重し、人権尊重の精神を育むため、「特別の教科 道徳」を中心に、 教師一人ひとりの講話などを大事にした道徳教育を推進します。また、関係団 体・機関や地域住民の協力を得て、出前授業を実施します。

平和を愛する心を育むため、広島の平和記念式典への参加や戦争体験の話にふれる沖縄での民泊に代表中学生を派遣して、その体験を校内で発表することで平和教育の啓発への取組を継続します。

基本方針2 学校の教育力の向上

変化する社会情勢の中で柔軟に適応し、よりよく生き抜いていくことができるように、知識や技能だけでなく、学ぶ意欲を身につけ、自分で見つけた課題に対して主体的に判断し、行動できるよう、一人ひとりの学びを支える教育を推進します。

児童生徒の学びを充実させるため、協働的な学びを取り入れ、各学校の特色ある行事や学習活動、SDGs などの取組に関する教育活動を推進します。

≪施策方針≫

① 学校の独自性

各学校の教育目標の実現に向けて、学習指導要領に則った教育課程や教育活動を計画的に進めることができるよう支援します。

一人ひとりの学習内容の理解や定着を発達段階に応じて支援するために、 スクールサポーターを配置して指導の充実を図ります。

② 教員の育成

主体的・対話的で深い学びを実現するために、校内研修や町独自の研修の充実を図ります。また、今日的な課題に対応できるように、タブレット等の ICT機器の授業での活用の仕方やプログラミング教育などを研修する機会を設け、授業実践力を高めます。特に教職経験の少ない教員に対して力量向上に努めます。

③ 協働的な学びと個別最適な学び

知識や技能を習得するだけでなく、思考力や判断力を磨き、学ぶ意欲を身につけ、自分で見つけた自分にとって最適な課題に対して、主体的に判断して学習を進めたり、一人で解決することが困難な課題に対して、仲間で協働して取り組んだりする互いに学び合う授業展開を進めます。

小規模小学校の児童が、多くの児童と関わる中で教育効果の高い授業を受けることができるよう、近隣の小学校と連携した合同授業を実施します。

④ コミュニケーション能力の育成

協働的な学びを通して、社会的自立に向けて必要な基盤となるコミュニケーション能力を高めるように努めます。また、グローバル化が急速に進展する中、国際共通語としての英語力の向上が求められています。児童生徒の外国語教育と国際理解教育の推進を図るため、ALT (外国語指導助手)を各小中学校に配置します。

⑤ 特別支援教育の充実

多様な学びの場において、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズ

を把握し、適切な指導や必要な支援を行うために、専門家等による助言や支援 者による指導・補助を通して、特別支援教育を進めます。

障がいの有無やその他個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと 生活できる社会の形成の基盤となるように、ユニバーサルデザインを意識し た授業づくりを進めます。

⑥ 初期支援と学習支援の充実

外国にルーツのある児童生徒の日本語習得支援のため、各学校の特別支援 コーディネーターを中心にして初期指導のため日本語指導教室の充実を図り ます。日本語指導に特化したスクールサポーターの育成を図り、生活適応支援 や日本語指導を充実し、個に応じたきめ細かな教育を推進します。

また、個別に支援が必要な児童生徒の対応のため、スクールサポーターの派遣を充実させ、その協力により一人ひとりの能力に応じた支援体制づくりを継続します。

⑦ いじめ・不登校への対応の充実

いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成のために、道徳教育を充実させるとともに、学校生活全般を通して指導を進めます。また、QUアンケートや生活アンケートの実施とともに、教育相談の時間を設けて一人ひとりに寄り添い、共に歩むことに努めます。

不登校の児童生徒に対しては、一人ひとりに状況に応じた対応を心がけるとともに、スクールカウンセラーをはじめ、校内での教育相談体制の充実を進めます。また、学校適応指導教室「あいりす」の機能を充実させ、多様な悩みを抱える児童生徒一人ひとりに対して、関係機関が協力して支援できるような相談体制の構築を図ります。

基本方針3 家庭、地域、学校が連携した教育の推進

保護者と地域、関係諸機関と学校とが連携した健全育成などの教育の取組を進めるとともに、情報の発信や公開を充実させ、信頼される学校づくりを進めます。また、生きる力を育むために幼児期から中学卒業後の学びまで、校種を越えたつながりを意識した連携教育を進めます。

≪施策方針≫

① 基本的生活習慣の確立

あいさつや食事などの基本的な生活習慣の確立の重要性、家庭学習や読書の習慣形成に向けて、ホームページや便りなどを通して啓発活動に取り組みます。

② 小中連携

中1ギャップの解消、進学前の子どもの理解のため小中の連携を重視し、小学校の先生が中学校の授業を参観したり、中学校の先生が小学校で授業を行ったりします。また、教育相談連絡会を定期的に行うことにより、小中学校間の子どもの情報を共有して、その後の指導に役立てます。

③ 幼保小連携

児童生徒を取り巻く環境は様々であり、発達や学びの連続性を考えると、幼稚園・保育所と小学校の連携はとても重要です。必要に応じて子ども課や健康推進課とも連携をとりながら、個に応じた対応について情報交換を図り、支援に役立てます。

4 いじめ防止

いじめは、すべての学校・学級で起こりうるという認識のもと、家庭、地域、 学校、関係諸機関と密接に日常的な連携を図り、防止に取り組みます。(蟹江町い じめ防止基本方針及び各小中学校のいじめ防止基本方針によります)

QUアンケートや学校生活アンケートとその後の学級担任との個別教育相談により、早期にいじめや心の悩み等を発見して対応をとることに努めます。

⑤ 食育の推進

学校給食センターを中心とし、栄養バランスの取れた献立づくり、地産地消を取り入れた献立づくりをはじめ、アレルギーのある子どもに対応した給食の提供に取り組みます。また、栄養教諭による食育の幅広い内容について、授業だけでなく、保護者への食育講演会を実施します。

⑥ 開かれた学校づくり

地域に開かれた学校行事や授業公開を行い、学校評議員をはじめ地域の声に耳 を傾けて信頼される学校づくりを進めます。また、ホームページや学校だよりな どで情報発信をするとともに、説明責任に努めます。

基本方針4 生涯学習の推進と歴史文化の保存活用の推進

町民が生涯にわたって、いつでもどこでも自由に学び続けることができたり、 学習成果を生かして活躍できたりする社会を目指し、学習・発表の場や機会の充 実、環境の整備を進めます。また、各世代や時代に合ったニーズに対応するため 多種多様な機会が提供できるように努めます。

町民の歴史文化資源に対する意識を高めるため、情報の掘り起こしや調査研究を行い、発信に努めます。また、収蔵資料の保全や文化財の管理に努め、伝統文化の継承を次世代につなげます。

≪施策方針≫

① 生涯学習の推進

町民が自ら適した学習活動を行えるよう生涯学習施設を適正に維持管理します。また、既存団体の活動の活性化やグループ活動の自立を促して自主団体の充実を図ります。そして、講座、講演会、展示会、発表会等の場を整えるとともに、情報を積極的に発信して、学習をさらに深めることに努めます。

② 生涯スポーツの推進

スポーツに魅力を感じて気軽にスポーツに親しむことができるよう、「活き生きかにえスポーツクラブ」の活動を支援します。また、各種団体やスポーツ推進委員の活動を支援します。さらに、体力づくりや健康づくりを推進するため、駅伝大会や歩こう会などの事業を引き続き展開します。

③ 文化財保存·活用

学芸員の専門的知識を生かして、歴史文化資料を適切に保存・活用します。 また、講座や学習会を開催して、町民が蟹江町の歴史や文化に親しむことがで きる機会を提供します。さらに、観光産業関係との連携を深め、情報を広く発 信することで蟹江町の知名度を高めます。

④ 図書館の活用

図書館の読書に親しむ拠点、地域の情報拠点としての機能の充実を図るため、企画展や講演会、各種イベントの開催など、来館者向けのサービスの充実に取り組みます。また、令和元年度に策定した「蟹江町子ども読書活動推進計画」をもとに、子ども読書活動推進に学校と連携しながら取り組みます。